



第 49 号

昭和41年11月10日印刷  
昭和41年11月15日発行  
発行所  
宇都宮市旭町1-3, 427  
宇都宮商工会議所  
電話(8)3,071-3,074番  
編集者 藤生善之助  
印刷者 秋場栄吉  
宇都宮市旭町2丁目  
印刷所 三共印刷株式会社  
電話(4)4,106番(代)

## 専門店の強味を認識せよ



### 商品構成の重要性

低価格政策の量販店に対抗するための形態としての専門店、まず商品構成について適確な判断と検討を必要とする。

それには、いまだに多い義理仕入や惰性仕入を排除することが先決である。特に大都市では、この種の傾向が強く、いわば間屋ベースに乗るケースが少なくない。

専門店の商品構成としては(1)単一商品による構成 (2)単一商品系統による構成 (3)単一用途商品による構成というように商品の種類を三つに分類されているが、そのいずれを採用するとしても要は

稀少価値のオリジナル商品の開発、もしくはオリジナルティを発揮できる商品を選択する

ことが肝要であり、これが専門店としての強味のひとつとなることは事実である。

オリジナル商品の開発や、オリジナルティを発揮できる商品を仕入れるためには、義理仕入や間屋のベースに乗っては目的は達せられない。専門領域において、あるいは自店にふさわしい売筋商品をもつ信頼性のある仕入先を持つことで、そのために、仕入先の思い切った入れ換えを敢行せねばならない場合も生じてくる。この点第一世よりも第二世の経営者に期待できる例が多い。

### 外観は専門店だか

専門店の経営者は信念の強い人であって欲しい。経営態度の厳しさはもちろん、自から決めたことは自信を持って押しすすめる強い意志を持たねばならない。現在あらゆる企業が、経営者の確固たる信念のもとに経営されることを要求されていることと同様である。

併せて、経営そのものは、常に計画的であり、合理的でありかつ計数を巧みにとり入れる方法がとられていなければならない。

これらの三要素が基盤となって、経営の土台が築かれてこそ、専門店としての強味が発揮されるのである。

商店経営コンサルタント  
相原 寿

自から専門店と名乗っていないながら、業績もあがらず、量販や価格をふりかざしてくる大形店の脅威におびやかされているのは、いずれも、その外観のみが専門店らしい姿をしていながら、内容は依然として惰性経営の範囲を出ないからである。

### 細かい神経が必要

専門店の一つの行き方として高級品を狙う場合がある。事実、店舗を高級品取扱い店らしく改装し、高級品を陳列して、客層が変わり、成功した例も少なくない。

しかし、この場合、その成功の理由は、立地条件を十分に検討し、客層を調査しての切り換えであって、実はこの点に難しさと危険性のあることを知らねばならない。

高級品といってもハイセンスのハイクラスもあれば、それより落ちる人たちの高級品という場合もあるからである。

とくに注意しなくてはならないのは、ちかごろ「若い客層を狙え」という一種の合いことばが生れ、それがそのまま専門店の販売促進のポイントに利用されてきたことである。

たしかに、この合いことばには近代的なニュアンスと、一般消費者の動向への相対的なふくみがあるが、ひとくちに若い客層と称しても、十六才以上三十才ぐらいの間に数段階の断層があることを認めなければいけない。

ピートルズの来日に狂乱したティーンエージャーを、十二、三才の人たちがぎびしく批判し、あるいは冷笑さえしている事実を見逃してはいけない。専門店の経営者たるものは、かかる現象さえも常に観察し、商品構成や販売促進の面にとり入れなければならぬ。

そのくらいの細かい神経を常に使わねば専門店の強味は発揮できないといっても過言ではあるまい。

### 専門店と商店街運営

専門店だからといって、立地条件を無視はできない。ということは、商店街構成に協力しなければならぬという

ことに結びつくのである。商店街は消費者を吸収するため  
の存在であり、各個人店は吸収された消費者を独自の方法  
で掴むことにあるといわれているが、このことは昔も今も  
変わらない。一定不変の原則であって、商店街の運営はその  
ために協力と積極化が望まれる所以である。

しかし、そのために多額の費用をかけてアーケードをつ  
くり、無理をしてまで中高層のビルを建設することは一考  
を要すといいたい。

なるほどアーケードにしても中高層ビルにしても一商店  
街を一種のショッピング・ストリート化する効果はある。

しかし、経営規模の格差や業種構成に無理があるのに、  
一部の人のための強制によって、実施された場合、果してど  
のていどのプラスになるかということに、もっと関心を持  
つべきではないであろうか。

専門店の強味は、専門店が密集することによって倍加す  
るという事実是否定できないが、各自の内容そのものの充  
実が先決であるということも忘れては困る。

#### 従業員の優秀性

従業員の不足と採用難のために、従業員教育が低下して  
いるという事実は否定できない。しかも専門店の応待技術  
は高度でなければならぬといわれているおりから、この  
事実は専門店にとって大きな痛手である。

しかし、従業員の応待技術の良否の責任は経営者にあ  
る。従業員の不足という問題とは別に考慮せねばならない  
問題であって、不足だから、定着性を向上させるために甘  
やかしておくのとは、理由にならない。

受け入れ態勢を整備して、厳格なるしつけと教育が行わ  
れなければならぬはずである。専門店の従業員はいずれ  
もベテランであることを要求され、それでこそ専門店の店  
格と消費者への信頼感が生れてくるのである。

従業員へは高姿勢であり、自信をもって教育に当って欲  
しい。

#### 筆者略歴

昭和三年早稲田大学商学部卒業、商店指導誌「商  
店界」へ入社、以来商店経営指導に専念、戦後は同  
誌の編集長として活躍、昭和三十八年五月引退、現  
在同誌顧問として、かつ商店経営コンサルタントと  
して講演と執筆に従事している。

## 日商情報

### 第一三二回常議員会開催

- 一、日時 41・9・20日(火) 13時~13時30分
  - 二、場所 東商第1第2会議室
  - 三、出席者 当所より保坂会頭並びに藤生専務理事出席
  - 四、報告事項
- (1) 昭和41年7月・8月業務概要報告

(2) 昭和41年9月・10月事業予定報告

(3) 第47回経済政策委員会よりの報告

(4) 第19回商業対策特別委員会よりの報告

(5) 第27回表彰特別委員会よりの報告

(6) 第24回商工会議所調査特別委員会よりの報告

(7) 昭和41年度貿易研修に関する件

(8) 昭和41年度貿易振興強調月間に関する件

(9) 昭和41年度小規模事業者のための講演会実施状況に關する件

(10) 昭和41年度経営指導員研修会実施状況に関する件

(11) 企業技術者海外進出希望登録ならびに斡旋状況に關する件

(12) 全国観光土産品公正取引協議会設定状況に関する件

(13) 全国商工会議所業務概況報告

(14) 国産品認識週間実施に関する件

(15) 全国商工会議所共済会業務報告

#### 五、協議事項

A 顧問委嘱に関する件

B 新入会員承認の件(大阪 守口商工会議所)

C 日本商工会議所第24回被表彰者に関する件

D 商工会議所に対する不動産取得税等の非課税措置方に關する件

E 議員総会への提案事項

(1) 昭和40年度事業報告の件

(2) 昭和40年度経費収支決算報告の件

(3) 副会頭補欠選任に関する件

(4) 常議員補欠選任に関する件

(5) 昭和42年度財政経済政策に関する件

(6) 科学・技術振興のための税制・金融等の措置に關する件

(7) 流通政策の推進に関する件

(8) 公害防止施設の整備促進についての要望の件

(9) 協業法人法(仮称)の制定に関する要望の件

(10) 国民金融公庫の貸付限度額引上げ並びに返済期間延長についての要望の件

(大阪府商工会議所連合会提案)

(長野商工会議所外関係四商工会議所提案)

(小規模企業共済制度の掛金に対する税制措置の改正に關する件)

(松江商工会議所提案)

(印紙税法改正に関する要望の件)

(生協・農協ストアー対策と百貨店法緩和の是正に關する件)

(中小企業信用保険臨時措置法の恒久化に関する件)

(青色申告者の事業専従者給与限度額現行の24万円を30万円まで引上げに関する件)



(17) 法人税およびそれにかかる諸税の損金算入に関する件

(18) 信用保証協会に対する金融機関の出捐金を法人税法上の損金に算入方に関する件

(19) 中小企業資本形成促進に関する件

(20) 国税の積雪寒冷地特別控除等の措置に関する件

(以上東北六県商工会議所連合会提案)

(21) 労災保険の特別加入の選択の自由と保険料の合理化

(期間計算)に関する件 (境港商工会議所提案)

第二三三回常議員会開催

一、日時 41・10・19日 (水) 13時~15時

二、場所 東商第1第2会議室

三、出席者 当所より保坂会頭並びに藤生専務理事出席

四、報告事項

(1) 昭和41年9月業務概要報告

(2) 昭和41年10月・11月事業予定報告

(3) 昭和41年度商工会議所事業功労者関係国家褒章受章に関する件

(4) 松永商工会議所解散の件

(5) 訪韓親善経済使節団に関する件

(6) 第24回税制委員会よりの報告

(7) 第12回中小企業および商業対策特別合同委員会よりの報告

(8) 第25回商工会議所調査特別委員会よりの報告

(9) 第52回運営委員会よりの報告

(10) 全国商工会議所業務概況報告(41年4月分)

(11) 全国商工会議所共済会業務報告

五、協議事項

(1) 昭和42年度税制改正に関する件

(2) 中小企業の構造高度化と金融対策に関する件

(3) 協業法人の制度創設に関する件

第三回栃木・群馬両県商工会議所

経済交流会議開催さる

昨年十一月金精道路の開通に伴ない、一層緊密なる関係にある、両県商工会議所第三回経済交流会議は、十月二十日、午後二時より全山紅葉に映える鬼怒川の清流、星のや旅館において盛大に開催された。

会議は、栃木、群馬両県所在十九商工会議所を網羅せる各正副会頭、専務理事等の首脳部四十余名の出席と、日商を始め両県側商工関係指導者多数を来賓に迎え、両県経済上の当面せる諸問題を結集せる、次の各会議所提出議題について、終始活発な意見交換と共に熱心な議論が続けられ夕靄に包まれる午後五時過ぎ、全議案の審議をつつがなく終了、各議決された事項の具体化については、日商を通じて各関係当局にそれぞれ要望、意見具申して、両県経済の向上発展のためその成果を期されることとなった。

記

(1) 国道一二〇号線(日光~沼田線)道路改良工事について(沼田)

(2) 両毛地区の広域経済圏について関係自治体の理解と協力を要請する(桐生、館林、太田)

(3) 両毛線と水戸線との連絡の円滑化並びに高崎~宇都宮間直通電車の増発について要望(高崎、桐生)

(4) 中小企業振興事業団(仮称)の創設実現について要望(宇都宮、栃木)

(5) 群馬、栃木両県観光地の総合開発計画の樹立について(日光地区)

(6) 広域都市開発計画について(佐野、足利)

宇都宮市制施行70周年記念祭

行事決定華麗なる幕明きを待つ

市制施行以来実に70年にわたる、長き日の市政の歩みを想い、さらに一層の躍進を期して、百万広域都市建設構想の新たなる夢に燃ゆる、大宇都宮市の現時点に一応のピリオドを画し、全市を挙げて心から理想の都市実現の日を慶祝する、記念祭の行事内容については、かねてから関係者において、その十分な成果を期して慎重に内容の検討を続けおりましたが、十月二十七日、午後一時より、当所第一会議室において開催の記念祭協力委員会において、次のようにその大綱が決定された。

本年は、例年行楽のシーズンに、全市民の人気を集注して挙行された「秋まつり」を全面的に記念祭として実施するべく、商工祭、農業祭、菊水祭と大別し、開催期日を菊かおる十一月十八日より二十五日までの八日間として、豪華なスケジュールによる、すべての行事が決定され、華やかに開幕のベルを待つばかりとなった。

記

当所関係の期待される主な行事内容は次のとおり。

宇都宮商工業70年の歩み展 上野デパート催場

宇都宮物産と観光展  
東武デパート催場  
かしこい消費者展

郷土芸能市内民謡流し (民謡宮の会主催) 名参加

フラワーカービックパレード (市中 行 進)

NHK公開録音(みんなの民謡)

(高山・新川・九重・奥田出演)

ニューモデルカーショー (中央小学校々庭)

日本花嫁大行進 (市中パレード)

料飲酒まつり (宇都宮料飲組合連合会)

全市連合福引大売出し (参加加盟店)

(その他協賛行事多数)

◎官公需方針の実施について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)に基づき、本年度中小企業者に関する国等の契約の方針が、八月十六日の閣議において次の要旨のとおり決定されました。

国等においては、この方針に基づき同法の趣旨にそうべく、受注確保に積極的な努力を払うこととなりましたが、これが実効を期していくため、国等における努力と対応して、中小企業者の自主的な努力を行なうことが肝要であるとの、中小企業庁長官よりの連絡に接しましたので、できる限り官公需を受注しうるよう、全文掲載のうえお知らせ致します。

◎昭和41年度中小企業者に関する国等の契約の方針

国は、中小企業の振興を図るため、中小企業者の生産性と取引条件を向上しようとする自主的な努力を助長しつつ近代化、高度化を推進するとともに、昭和41年度における中小企業者に関する国等の契約の方針を次のとおり定め、国等の契約の締結にあたり、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めることとする。

1、中小企業向契約目標

昭和41年度における国等の契約のうち、中小企業向契約の金額が約五、〇五〇億円となるよう努めるものとする。

この金額は、国については、約二、二五〇億円、公社および公団等については約二、八〇〇億円とする。

2、中小企業者の受注機会の増大のための措置

(1)資格審査事務の簡素化  
国等における競争入札参加資格者の審査に関する事務については申請書類を統一するなどその簡素化を図るものとする。

(2)事業協同組合等の活用

事業協同組合等の受注事業を活発化するため、その共同受注体制の整備を促進するとともに、共同受注体制の整備された組合については、物件の購入等にあら

御 贈 答 に  
フレッシュで特色のある  
和菓子・洋菓子

菓子と食堂、食料品  
味のデパート

マスキン

相生町本店 TEL 3-1391(代表)  
江野町店 TEL 4-9156  
二荒店 TEL 2-7827

り、随意契約制度の活用、競争入札参加基準の改善等受注機会を増大するよう配慮するものとする。  
なお、中小建設業者については、共同請負制度の活用により、受注機会を増大するよう努めるものとする。

(3)発注方法の改善

(4)物品、工事等を分割して発注する場合であつて中小規模の専門業者を活用することができるときは、できるかぎりこれら業者に分割して発注するよう努めるものとする。

(4)中小工事、中小企業製品等に係る契約の締結にあつては、できるかぎり中小企業者を指名するなど中小企業者に受注機会を与えるよう努めるものとする。

(4)受注大企業における中小企業者の活用の指導等

政府においては、国等の契約の相手方となつた大企業が当該契約の履行に関し外注を行なう場合には、中小企業者を活用するとともに当該外注に係る取引の適正化を図るよう指導するものとする。

(5)契約制度、契約手続等の周知徹底

国等の契約制度、契約手続についてはパンフレットの発行等により中小企業者に対しその周知徹底を図るものとする。

3、体制の整備

(1)各省各庁、公社、公団等において、中小企業者の受注機会の増大を図るための措置の統括担当者として中小企業官公需担当官を定める等所要の体制の整備を図るものとする。

(2)中小企業庁に中小企業官公需確保対策推進協議会を設置する。

(4)協議会は、国等の相互の緊密な連絡を図り、中小企業向契約目標、中小企業者に対する受注機会の増大を図るための措置等の事項を協議する。

一流メーカー50社と  
特約代理店契約

**工作機械と  
機械工具**

総合商社  
**アラマキ**  
Miyajimacho Utsumomiya  
TEL.(0286) 2-4245 代表

(ロ) 協議会は、中小企業庁長官を長とし、中小企業官  
公需担当官等により構成する。  
(3) 地方における体制の整備についても配慮するものとす  
る。

備考  
地方公共団体の措置  
地方公共団体においても、国等に準じて中小企業者の  
受注機会を増大するよう努めるものとする。

◎ 小売商業連鎖化資金制度及び共同  
工場貸与事業制度について

中小企業近代化資金等助成法による、県における貸付制  
度に、本年度より新たに次のとおり小売商業連鎖化資金制  
度および中小企業共同工場貸与事業制度が設けられ、小売  
商業並びに小規模企業者の合理化、近代化に一層の促進が  
図られることになりましたので、この制度の概要について  
お知らせ致します。

なお、詳細のことにつきましては、当所中小企業相談所  
または県中小企業課助成係宛、ご遠慮なくお問い合わせ下  
さい。

(一) 小売商業連鎖化資金制度

この制度は、小売商業の近代化を促進するため、小売商  
業を営む中小業者の共通の利益増進を図る目的で事業協  
同組合等が、いわゆるボランティア・チェーンの本部となっ  
て小売業者のための連鎖化事業を推進する場合、それに  
必要な施設を設置するために必要な資金を貸付けるもの  
です。

- 1、対象となる組合・構成員・会社
- (a) 商業である事業協同組合またはこれらの組合を会員と  
する協同組合連合会
- (b) (a)に掲げる者の組合員または所属員

(c) 中小業者が大部分を出資している中小業者たる会  
社にして一定の条件を備えたもの

2、貸付対象施設

小売商業連鎖化計画に基づいて設置される組合等の事  
業の用に供するための土地、建物その他の主要施設（倉  
庫、事務所、運搬設備等）であること。

3、貸付条件

(1) 貸付額

貸付金額は、対象となる施設の設置に要する金額  
（土地については1㎡20、000円以下、建物につ  
いては事務所の場合1㎡二三、六四〇円以下、倉庫の  
場合1㎡一三、六四〇円以下）の二分の一以内とする。

(2) 貸付利率および償還期間

貸付利率は無利子とし、期間は一年すえおき六年均  
等の年賦または半年賦とすること。

(3) 保証人等

保証人は二人以上とし、火災保険は貸付額以上を付  
すること。

(4) 設置期限

原則として、貸付決定の年度において発注（契約）  
および設置完了し、かつ必要経費の支払いを完了する  
ものであること。

(二) 中小企業共同工場貸与事業制度

この制度は、小規模事業者（製造業）の協業化、近代化  
を推進するため県が直接共同工場を建設し、長期にわたっ  
てそれを譲渡するものです。

1、対象となる組合・企業・企業組合

(1) 対象組合

対象組合は次の要件を備えているものとする。

a 事業協同組合もしくは事業協同小組合またはこれら  
の組合のみを会員とする協同組合連合会であり、次  
の要件に該当するもの。

① 組合の組合員または所属員の数が一〇人以上であ  
ること。

② 組合の組合員または所属員のすべてが同一業種ま  
たは相互に直接関連する業種に属する事業を行な  
うものであること。

③ 組合がその組合員または所属員の合理化のために  
適切な共同施設事業を行なうものであること。

(2) 対象企業および対象企業組合

対象企業および対象企業組合は次に掲げるものとす  
る。

なお、企業等の操業を移転することが既成市街地の  
整備または公害防止の効果が著るしいものに限る。

① 施設の取得等について、本制度の適用が適当と認め  
られるものであること。

② 共同工場内に操業の全部を移転し、製造業を行なう  
ものであること。

(ウ)当該企業等の業種が県において小規模企業の多い業種に属するものであること。

2、本貸与事業により設置される施設

小規模事業者等の集団化を促進するため、直接必要なもののうち一定の条件を備えたものであること。ただし原則として貸与決定年度において着工し、かつ完成するもの、または取得するものであること。

3、貸与事業の総事業費

貸与事業に用する費用は共同工場の建設に直接、間接に用する費用とし、この総事業費は、一共同工場当り二億円以内とする。

この場合において、建物の建築費は、耐火建築構造にあつては、一㎡三万円以内、簡易耐火建築構造は、一㎡一万五千元以内とする。

4、総事業費の費用負担

総事業費の五分の二を国、五分の二を県、残り五分の一に相当する金額は、共同工場加入の企業（企業組合）または組合で負担するものとする。

5、共同工場の引渡し時期

原則として、共同工場が全体として完成したときとする。

6、貸与対象者

対象施設等はすべて組合に貸与するものとする。

7、貸与方式

貸与の方式は譲渡（割賦販売）とする。なお譲渡とは共同工場の引渡しと同時に譲受人に所有権を移転するものとする。

8、貸与の条件

貸付料の支払期間、支払方法

譲渡の対価（総事業費の五分の一相当額の負担金を差引いた残額）支払期間は十三年とし、支払方法は年賦、半年賦または月賦とする。

◎小口事業資金（50万円まで）が

担保や保証人なしで借りられます

◇申込人の資格

市内で一年以上同じ営業をしていて、所得税、事業税、県・市民税のどれかを完納している小企業者（従業員五人、商業サービス業は二人以下）の方で、ほかに保証借入れのないもの。

◇融資金額は、一企業について五〇万円まで、借入期間は、運

転資金は一年以内、設備資金は三年以内となっています。なお、利息は各取扱金融機関所定の利率で、そのほか所定の保証料を要します。

◇申込みの場所

宇都宮市中小企業融資振興会（市中小企業課および当所）または市内各金融機関および信用保証協会です。

詳細につきましては、当所宛（担当 新部、電(3)三三、〇七三）お問い合わせください。

# 不動産鑑定

宅地建物等の価格、借家権価格、家賃等の適正価格を鑑定評価いたします。お気軽にご相談下さい。

不動産鑑定士 酒井辰雄

略歴 勸銀定年退職後、宇都宮商工会議所 経営指導員、佐野音産業(株)経理部長を経て 昭和40年度国家試験に合格

宇都宮市西大寛1丁目6-14  
TEL. (4) 9372

## 環境衛生特別貸付制度について

環境衛生関係の事業をなされる方で、近代化、合理化のために必要な資金をつくるのに、自己資金だけではどうしても不足するとか、銀行その他の金融機関から思うように借りられないというような場合に、そういう方への事業資金を、次のような条件でご融資するのが、国民金融公庫で、こんど新しくできた環境衛生特別貸付制度です。

1、貸付対象 環境衛生関係の事業で、営業の近代化、合理化を図ろうとされる方。

2、貸付金額 六〇〇万円まで。

3、貸付使途 設備資金、運転資金（共同購入のみ）に限ります。

4、利息 利率は年八分四厘（月利七厘、日歩二銭三厘）です。

5、期間 設備資金 一〇年以内

6、据置期間 運転資金 五年以内

7、返済方法 設備資金 二年以内

8、保証人 月賦償還 六カ月以内

9、担保 一名以上

個々の事情により担保を提供していただくことがあります。

◎なお、本融資制度につきましては、当所で申込み用紙を備え付け、申込書記入等のお取扱いを積極的に致しておりますが、貸付の対象や資金の使途に一定の制限もありますので、詳細のことにつきましては、ご遠慮なく当所宛、お申出でくださるようお知らせ致します。

## 商業小売部会評議員決定す

部会事業の推進と振興に一段と新風を期すべく、慎重にその人選を選考致しおりました商業小売部会評議員の選任

は、九月七日当所にて行われた正副部会長会議において次のとおり新進気鋭のバイタリティーある評議員二〇名を選出、会頭より委嘱のことに決定されました。

記

| 名   | 称           | 代表者名  |
|-----|-------------|-------|
| (有) | 釜嶋時計店       | 釜嶋光男  |
| (有) | 鈴木屋呉服店      | 鈴木宏   |
| (有) | 京屋洋傘店       | 直井実   |
| (有) | キクヤ洋装店      | 小滝清   |
| (有) | タカカモ時計店     | 高賀茂泰二 |
| (有) | 羽石洋品店       | 羽石勝郎  |
| (有) | 橋本洋服店       | 橋本幸吉  |
| (有) | 上田屋商店       | 荒井政義  |
| (有) | 菊秀刃物店       | 渡辺健   |
| (有) | 銘茶関口園       | 関口正男  |
| (有) | 中川洋服店       | 中川秀一  |
| (有) | 鏡池堂         | 佐藤茂   |
| (有) | むぎくら        | 麦倉正康  |
| (有) | リボン洋品店      | 福田陽介  |
| (資) | 小網計測機店      | 崎尾靖   |
|     | クロサキ時計店     | 黒崎公倭  |
|     | パンパ通り商店街青年会 | 粕谷忠市  |
| (有) | 田中利三郎商店     | 田中寛一  |
| (有) | 手塚綿蒲団店      | 手塚光雄  |
|     | 石川万年筆店      | 石川健三  |

# 富貴堂のパン

宇都宮市江野町 TEL.(3)4341

## パレチゼーション

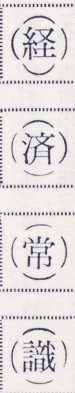
パレットとは輸送用具の一種で、スノコ状の荷台である。通常この上に一定単位の商品を乗せ、フォーク・リフト等の荷役機械を使用して、商品の輸送、荷下ろし、保管を行なうものでこれによって輸送コストを大幅に節減することができる。わが国で使用されているパレットは構造、材質、サイズなどで、その種類が多様多様であるが、木製平パレットが圧倒的に多く、その数は約一、〇〇〇万枚といわれている。一般にパレットによる輸送を「パレチゼーション」と呼ばれるが、パレチゼーションには、①事業所（工場）内部のみで商品の移送・保管に使用される部分的パレチゼーション、②事業所（工場）から他の事業所（取引先）まで一貫して輸送用に使用される一貫パレチゼーションの二つの類型に大別される。

パレット輸送のメリットを挙げると、荷役時間および人件費の節減、荷造費、運賃等の低減、保管の合理化、製品破損の減少などである。いうまでもなく、パレット輸送のもっとも真価を発揮するのは一貫パレチゼーションであるが、わが国では、この輸送方式を採用している企業が少なく、現在一貫パレチゼーションを行なっているものは特定の企業間のみに限られている。したがって、現在、少くとも一貫パレチゼーションの推進をはかるためには、パレットの規格化はさることながら、各企業の保有するパレットを相互に交換できる共通運用制度（パレット・プール制度）を創設して、これに各企業の参加を呼びかけることが一策ともみられている。最近では通産省を中心に各方面でパレット規格の適正化とパレット・プール体制の推進に積極的な努力が払われているが、これに期待をかけた。

## 産 生 所 総 民 国 と

先般、総理府で昭和四十年度のわが国の国民総生産と国民所得とを公表した。これによると、国民総生産は三十一兆九百九十五億円、国民所得は二十四兆三千九百七十億円、国民一人当り国民所得は二十四万八千四百二十二円（六百九十ドル）となっている。前年度比は、それぞれ一〇・一%、一〇・二%、および九・〇%の増となっているが物価の上昇分を差し引いた国民総生産は四・三%増である。

戦後の爆発的物価上昇が漸く止んだのは、昭和二十九年であるが、二十九年以降四十年までの物価の上昇下落分を差し引いたわが国の国民総生産の伸び率（経済成長率）は、二十九年（二・八%）、三十年（二・一%）、三十一年（八・五%）、三十二年（九・七%）、三十三年（三・五%）、三十四年（一三・四%）、三十五年（一四・三%）、三十六年（一四・五%）、三十七年（四・



三%)、三十八年度(二・八%)、三十九年度(九・九%)  
 四十年(四・三%)となっている。四十年は企業の倒  
 産なども少なくなく、たいへんな不況ではあったが、経済  
 成長率は二十九年度の二・八%、三十三年度の三・五%よ  
 りは高く、三十七年度の四・三%と同じである。  
 なお、国民総生産とは物の総販売高とサービスの総販売  
 高の計から中間生産物(工業では原材料費など、商業では  
 商品仕入原価など)を差し引いた額であり、国民所得とは  
 国民総生産から原価消費税と物品税などを差し引き、政府  
 補助金などを加えた額である。

**当所の動き**

(一) 商店街造成のための講習会

- 一、とき 41・9・6日 13時30分~17時
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所並びに宇都宮市・同商店街連盟
- 一、内容 商店街造成の問題点について
- 一、講師 東京都商工指導所  
商業部長 赤羽 幸雄氏  
(聴講者 五二名)

(二) 商店街造成と商業経営懇談会

- 一、とき 41・9・6日 19時~21時
- 一、ところ 41・9・7日 13時~15時30分  
小袋町 山丸荘
- 一、主催 当所並びに宇都宮市、同商店街連盟
- 一、対象 宮の橋商店街、駅前商店街、東部地区商店街
- 一、内容 (1)各商店街の現状分析  
(2)駅前商店街としての今後の開発点について
- 一、講師 東京都商工指導所  
商業部長 赤羽幸雄氏  
(聴講者 三一名)

(三) 工業経営管理講習会

- 一、とき 41・9・13日 18時30分~21時
- 一、ところ 当所第3会議室
- 一、主催 当所並びに宇都宮市
- 一、内容 「設備投資は何時やればよいか」
- 一、講師 公認会計士 市吉 庸浩氏  
(聴講者 三〇名)

(四) セールス技術講習会

- 一、とき 41・9・12~14日(3日間)  
毎日18時~20時30分
- 一、ところ 市立中央小学校講堂
- 一、主催 当所並びに宇都宮市

貴工場の繁栄を約束する  
木工機械専門店

豊富な在庫、完ぺきな技術サービス

株式会社 樋口商店

宇都宮市宿郷町652番地  
TEL (3) 2935(代)  
6819

(五) 工業経営改善研究会

- 一、とき 41・9・20日 13時30分~16時
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所
- 一、内容 (1)中小工業者の今後の経営について  
(2)製品管理と需要の測定  
(3)合理化の基本について
- 一、講師 課長補佐 齋藤 文吉氏  
(聴講者 二二名)

(六) 小売商業経営改善研究会

- 一、とき 41・9・21日 18時30分~20時
- 一、ところ 当所第3会議室
- 一、主催 当所
- 一、内容 (1)小売商業の近代化への方向とその施策  
(2)小売商業の合併、協業化の推進のための措  
置
- 一、講師 県中小企業課長 齋藤二郎氏  
(聴講者 二八名)

(七) 賃金制度合理化の為の労務管理講習会

- 一、とき 41・9・22日 13時~16時
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所並びに宇都宮中小企業労政改善協議会



鳥代月 千味満 都味満 登録商標

(袋詰)新製品 其他高級米菓製造

第16回全国菓子大博覧会 総裁賞

宇都宮市中河原町1,023番地

## マルウ製菓株式会社

取締役社長 野沢卯三郎

TEL (3) 3417 (4) 9525

一、内容 (1) 賃金の新しい考え方と賃金制度  
(2) 労務管理上から見た賃金規則とその作り方

一、講師 労働省労働基準局賃金部  
中央賃金指導官 是佐 忠男氏  
栃木労働基準局  
賃金課長 岡部 精治氏  
(聴講者 四五名)

(ハ) ボランティア・チェーン講習会

一、とき 41・9・27日 13時~16時30分

一、ところ 栃木県農協会館研修室

一、主催 当所並びに宇都宮市

一、内容 商店を近代化する「ボランティア・チェーン」の本質とその組織、運営のすずめ方について

一、講師 日本中小企業指導センター  
研究指導員 志沢 芳夫氏  
 (聴講者 五三名)

(ウ) 企業経営セミナー

一、とき 41・10・14日 13時30分~16時  
41・10・17日 9時30分~16時

一、ところ 当所第一会議室

一、主催 当所並びに宇都宮市

一、内容並びに講師

- (1) 体質改善の為の経営の自己診断 講師 経営科学協会代表理事 大橋 克己氏
- (2) 企業の利益のあげ方、もうけ方
- (3) 賃金のうまい運用の仕方と得意先管理の問題点 講師 東京都商工指導所 鈴木 正己氏

(聴講者 四二名)

(イ) 労務管理講習会

一、とき 41・10・15日 13時30分~16時

一、ところ 当所第一会議室

一、主催 当所並びに宇都宮中小企業労務改善協議会

一、内容 企業における就業規則と職場規則はどうあるべきか

一、講師 労務行政研究所編集部長 中川 忠夫氏  
(聴講者 三八名)

当所新規加入会員のご紹介

(敬称省略)

| 業種       | 住所        | 名称       | 電話       |
|----------|-----------|----------|----------|
| 塗装業      | 東町一〇四     | 秋山塗工部    | (三)五、〇〇〇 |
| 洋品業      | 小幡二丁目三〇六  | 羽石洋品店    | (三)三、〇〇〇 |
| クリーニング   | 大寛二丁目三〇七  | 光 栄 舎    | (三)一、八〇〇 |
| 冷暖房工事    | 西原二丁目一〇一  | 北関アスベスト  | (三)三、七〇六 |
| 材木業      | 北一の沢町三〇二  | 浪花屋材木店   | (三)八、六〇二 |
| 車輛部品     | 戸祭一丁目三〇三  | 多田商会     | (三)一、六〇七 |
| 材木業      | 松原二丁目五〇二  | 金野材木店    | (三)四、六五九 |
| 車輛整備     | 西原町八〇三    | 陽南自動車    | (三)四、五七〇 |
| 食品加工     | 西川田町一、五五九 | 北関食品工業   | (三)〇、五五九 |
| 材木業      | 宝木町三、五五九  | 島田材木店    | (三)三、七〇七 |
| 万年筆      | 池上町三〇二    | 石川万年筆店   | (三)七、三五六 |
| 材木業      | 東高田町二、五五九 | 白井ベニヤ商会  | (三)一、八五九 |
| 車輛整備     | 大曾町一、五五九  | 昭和車輛整備工場 | (三)四、五三三 |
| 材木業      | 旭一町四〇     | 長谷川材木店   | (三)五、六五九 |
| 貨物運輸     | 宿郷町三三     | 旭貨物自動車   | (三)三、〇〇一 |
| 鮮魚       | 今泉町四三     | 徳 商 店    | (三)七、五〇〇 |
| 材木業      | 八美        | 小林材木店    | (三)二、〇七九 |
| 飲食業      | 丸堂        | 食 堂      | (三)三、八二九 |
| ガソリンスタンド | 今泉町一、五五九  | 油 伴 商 会  | (三)四、八四二 |
| 工具       | 雀宮町五九     | 宇都宮工具商会  | (三)一、三五六 |
| 電気器具     | 本町二〇五     | 第一無線電気商会 | (三)六、三五六 |
| 食料品卸     | 清住二丁目二〇三  | 猪 俣 食 品  | (三)五、八五〇 |
| 洋服業      | 清住三丁目一〇三  | テラー大幸屋   | (三)六、〇七〇 |
| 計業       | 伝馬町三〇三    | テラーユニオン  | (三)三、八二九 |
| 時計業      | 西一丁目一〇一   | クロサキ時計店  | (三)六、八二九 |

|       |          |               |         |
|-------|----------|---------------|---------|
| 菓子食料品 | 西二丁目二〇二  | (株)嶋崎昌夫商店     | (四)三、六三 |
| 電気器具  | 二〇五      | 天谷電気商会        | (四)七、六三 |
| 時計    | 三〇三      | 宇都宮クレジット      | (四)二、八三 |
| 縫製業   | 大寛一丁目三八  | (株)矢野商店       | (四)九、〇二 |
| 建築設計  | 大寛二丁目三〇一 | 日章建築事務所       | (四)二、七五 |
| 和洋家具  | 西大寛三丁目二〇 | 石下製作所         | (四)九、三六 |
| 総合食品  | 桜二丁目七〇五  | (株)エスデーチェン    | (四)四、六八 |
| 製パン   | 桜三丁目三〇七  | (株)弘花堂        | (四)六、八五 |
| 建具業   | 桜四丁目九〇九  | 高瀬建具製作所       | (四)七、八四 |
| 電気器具  | 桜五丁目三〇四  | (株)阿久津電気店     | (四)九、七六 |
| 和洋家具  | 六道町一〇五   | (株)金徳木工所      | (四)六、五八 |
| 家具塗装  | 八〇八      | 二葉塗装工業所       | (四)六、八八 |
| 建築業   | 二〇七      | 増山駅之助         | (四)九、〇元 |
| 材木業   | 六道町三〇三   | 熊倉木材(株)       | (四)四、四三 |
| 土建機械  | 町三〇六     | 醍醐建機(株)       | (四)〇、八五 |
| 通信機   | 花園町三〇二   | 通信電設(株)       | (四)四、四七 |
| スチール  | 具明保野町三〇五 | 福井金属家具(株)     | (四)七、七元 |
| 材木業   | 戸祭三丁目八〇一 | 星が丘木材(株)      | (四)九、三三 |
| 車輛整備  | 松原二丁目六〇一 | 高野自動車整備板金工場   | (四)八、九五 |
| 建具業   | 大塚町一〇九五  | (株)福田木工所      | (四)二、八五 |
| 履物業   | 宮本町二〇〇七  | 熊谷履物店         | (四)一、九三 |
| ビニール  | 八千代町二〇一  | 大貫商会          | (四)五、七五 |
| 製粉    | 江曾島町一〇五  | (株)関東スプリング商会  | (四)一、七〇 |
| スプリング | 上横田町七五   | (株)田中木工所      | (四)五、七五 |
| 建具業   | 宝木町二丁目三〇 | (株)大根田小型整理工場  | (四)七、五〇 |
| 車輛整備  | 花房町一〇四   | (株)本橋自動車修理工場  | (四)四、八四 |
| 浄化槽装置 | 旭二町三〇三   | (株)森勝浄化槽研究所   | (四)四、四四 |
| 車輛整備  | 一条町一〇五   | 坂本電機工業(株)     | (四)一、〇八 |
| 洋品    | 一〇五      | (株)高倉洋装店      | (四)四、九〇 |
| 質業    | 業曲師町三〇五  | 八木沢質店         | (四)五、〇元 |
| 靴専門   | 三〇六      | (株)ミハシ宇都宮店    | (四)六、〇三 |
| 薬品    | 卸扇町三〇一   | 中野薬品(株)宇都宮支店  | (四)四、六三 |
| 電気器具  | 東端田町一五   | (株)東光電気商会     | (四)七、五五 |
| 医薬品   | 二〇〇      | 桂商店           | (四)八、四四 |
| 家具卸   | 二〇七      | (株)桐徳商店       | (四)三、五元 |
| セメント  | 中埴町四〇七   | 曾篠コンクリート製品製作所 | (四)九、九元 |
| 車輛整備  | 三九       | 共立モーターズ       | (四)四、六五 |

|       |        |               |         |
|-------|--------|---------------|---------|
| 板金業   | 旭一町三〇五 | 佐藤板金工業所       | (四)九、四九 |
| 建具業   | 三〇五    | (株)戸上木工所      | (四)五、七三 |
| 鏡加工   | 三〇六    | 小川鏡硝子加工所      | (四)六、七五 |
| 落花生加工 | 中河原町九五 | (株)出井商店       | (四)六、八五 |
| 子供玩具  | 卸石町八〇  | (株)丸中商店       | (四)八、〇七 |
| 洋服業   | 八〇     | (株)中川洋服店      | (四)三、〇四 |
| 建設    | 設石町六〇  | 佐藤工業(株)東京支店   | (四)五、八〇 |
| 娯楽    | 機今小路町五 | 関東娯楽機(株)      | (四)四、五七 |
| 鮮魚    | 魚大町九   | (株)魚藤商店       | (四)六、六六 |
| 商店街組合 | 一五     | バンパ通り商店街青年会   | (四)三、四四 |
| 製粉    | 綿押切町八五 | 笹屋商店          | (四)六、三〇 |
| 車輛整備  | 築瀬町五〇  | (株)島崎自動車修繕工場  | (四)四、三〇 |
| 電気器具  | 一〇三    | (株)富田電機商会     | (四)七、六四 |
| 建具業   | 一〇三    | 野沢製作所         | (四)七、七五 |
| タイヤ   | ブ一〇    | 栃木タイヤ(株)      | (四)四、七六 |
| 建築事務  | 所宿郷町三  | 酒井建築事務所       | (四)六、五三 |
| 車輛整備  | 宿郷町六元  | 池田電機工業所       | (四)三、〇元 |
| 公衆浴場  | 川向町八七  | (株)伊藤車輛湯      | (四)五、八六 |
| 車輛整備  | 今泉町三   | 高梨自動車修理工場     | (四)八、六三 |
| 鑄造業   | 一〇三    | (株)堀場鑄造所      | (四)四、〇六 |
| 石材業   | 一〇七    | 福田石材店         | (四)九、〇元 |
| 菓子食料品 | 一〇一    | 亀井商店          | (四)七、〇元 |
| 医薬品卸  | 二二五    | かみや薬品(株)宇都宮支店 | (四)七、二五 |
| 織雑卸   | 東町三    | 吉成茂商店         | (四)五、七五 |



**なぜ安い?**

近代的オートメーション設備の高効率工場に加えて最新の営業システム「リテラーショップ制」(集配なしの現金システム)

パークレン (優れた洗滌力は) 北関東随一  
 ドライ (一般ドライの数倍)

高級ドライクリーニングのパイオニア  
 お家庭の美と健康をお守りする

**有限会社 不二ドライ**

本社工場 宇都宮市和馬塚町1の41 TEL(2)7675  
 第二工場 宇都宮市四條町1,370 TEL(4)5823

お米のイノチがきている

# 宮小町

旨口の清酒一級  
すくれた品質でできた  
ご信頼のもとにグングン  
ご愛用者が増え広がって  
います。

宇都宮銘醸会



■一贈答用1.8とびん詰2本入デラックス  
化粧函も発売いたしました。

|       |         |     |         |        |
|-------|---------|-----|---------|--------|
| 車輻塗装  | 峯 町六〇   | (有) | 古河塗装店   | (三)一九六 |
| 運送業   | 東峰町三〇〇  | (有) | 吉沢運送店   | (三)一五六 |
| 酒類食料品 | 上桑島町六四  | (有) | 白井正一商店  | (瑞)一六六 |
| 製材業   | 石那田町六五  | (有) | 高橋製材所   | (篠)一四三 |
| 電気器具  | 泉 町六〇   | (有) | 佐藤電機    | (三)三三三 |
| ボウリング | 戸祭町二五五  | (有) | ミヤボウリング | (八)一〇六 |
| 和洋家具  | 上戸祭町二九五 | (有) | 菅沼木工    | (二)七九七 |
| 乾物卸   | 扇 町三四   | (有) | 宇梶幸吉商店  | (三)三五六 |
| 和洋家具  | 東埜田町二〇三 | (有) | 山口木工所   | (二)二八七 |
| 配管工事  | 大曾町五七   | (有) | 宮工業所    | (二)九三三 |
| スチール  | 大 町三〇   | (有) | 岡村製作所   | (四)七四四 |
| 配管工事  | 今泉町三    | (有) | 和田工業    | (四)四四八 |
| 和洋家具  | 〃 六三    | (有) | 永見木工所   | (四)九八〇 |
| 落花生加工 | 上籠谷町一五  | (有) | 毛利昌行商店  | (三)四七九 |
| 大谷石材  | 大谷町七七   | (有) | 池田石材店   | (三)〇五二 |
| 飲食業   | 本 町一七   | (有) | すし丸 井   | (二)六八六 |
| 清涼飲料卸 | 桜五丁目六〇  | (有) | 北関東飲料   | (四)六八四 |
| ステンレス | 戸祭一丁目六〇 | (有) | 宇都宮営業所  | (二)九八五 |
| 加工製品  | 〃 〃     | (有) | 宇都宮工業   | (二)七八〇 |
| 建 具   | 松原二丁目八〇 | (有) | 鈴木建具店   | (二)七八〇 |
| 旅館業   | 上戸祭町三   | (有) | ホテル中村   | (二)〇〇六 |
| 建 具   | 〃 〃     | (有) | 岡崎木工所   | (二)六〇〇 |
| 和洋家具  | 〃 〃     | (有) | 坂本家具店   | (二)三八〇 |
| 車輻整備  | 宝木町一五   | (有) | 大谷自動車工業 | (二)〇〇八 |
| 電気工事  | 旭二町三〇   | (有) | 第一電機    | (三)〇一七 |

|       |           |     |           |         |
|-------|-----------|-----|-----------|---------|
| 建 具   | 業東埜田町三〇   | (有) | 堀江木工所     | (二)九〇三  |
| 洋服業   | 中埜田町二四八   | (有) | ヤグチ洋服店    | (二)一〇四五 |
| 建 具   | 業大曾町三〇    | (有) | 和氣建具店     | (二)三三七  |
| 〃     | 〃 三七      | (有) | 戸松木工所     | (二)一五二  |
| 和洋家具  | 関堀町五九     | (有) | 篠原タンス店    | (三)八二二  |
| 医薬品   | 中河原町九七    | (有) | 北陸製薬粉木販売所 | (四)六五三  |
| 飲食業   | 〃 九四      | (有) | 一休 食堂     | (四)七〇〇  |
| 生     | 保大工町四六    | (有) | 住友生命保険(株) | (二)六五三  |
| 興信所   | 所宿郷町八     | (有) | 帝國興信所     | (三)四七五  |
| ガラス工作 | 今泉町八五     | (有) | 日本硝子工作研究  | (四)六六〇  |
| 飲食業   | 業峰 町五一    | (有) | 豊 月       | (四)七八一  |
| 車輻解体  | 売駒生町六九    | (有) | 中丸自動車商会   | (二)八〇一  |
| 建 具   | 業清住一丁目三〇  | (有) | 鈴木建具店     | (二)五七〇  |
| 車輻整備  | 四宮原町二丁目九  | (有) | 日光自動車     | (四)八七三  |
| 材木業   | 上横田町七七    | (有) | 石浜産業      | (三)四二九  |
| 車輻整備  | 〃 八三      | (有) | 足立屋 輪業    | (四)五五八  |
| 建 具   | 業上戸祭町三〇   | (有) | 福田木工所     | (二)四八二  |
| 木工業   | 業若草町二七五   | (有) | 小川製作所     | (二)六一五  |
| 電気器具  | 曲師町三二五    | (有) | シルバー電気商会  | (四)五〇六  |
| 寝 具   | 大工町四三     | (有) | 小林蒲団店     | (三)三三三  |
| グリーン  | スタンプ 〃 四九 | (有) | グリーンスタンプ  | (四)六六四  |
| 玩具製造  | 宿郷町五三     | (有) | 宇都宮玩具製作所  | (三)一九七  |
| 食料品卸  | 今泉町七三     | (有) | 宇都宮水産物    | (四)五三三  |
| 印刷出版  | 〃 一〇五三    | (有) | 和泉屋商店     | (四)三四八  |
| 電気器具  | 小袋町三二     | (有) | 平和堂ラジオ店   | (三)四九三  |
| 電子機器  | 峯 町四一     | (有) | 柿沼電子工業    | (四)三三九  |
| 家庭用   | 卸駒生町三二    | (有) | 富久光産業     | (二)九二六  |
| 車輻整備  | 雀宮町一七     | (有) | 藤野モーター    | (三)三三五  |
| 中古車販売 | 西原一丁目六〇   | (有) | 大成モーター    | (三)六九八  |
| 電気器具  | 〃 〃       | (有) | 若葉電機商会    | (四)五九〇  |
| 塗料販売  | 東埜田町二七    | (有) | 斎藤塗料店     | (二)四八三  |
| 高級婚礼  | 袋 旭二町三四   | (有) | 森川衣裳店     | (三)六六五  |
| 酒類食料品 | 中埜田町五     | (有) | 富田屋 酒店    | (四)四三七  |
| 電気器具  | 旭一町三四     | (有) | 有馬電気商会    | (三)六五九  |
| 青果食料品 | 中河原町九     | (有) | 嶋田崎 商店    | (三)三六八  |
| 家具製造  | 今小路町六     | (有) | 嶋志田家具店    | (三)三七四  |

|      |        |            |         |
|------|--------|------------|---------|
| 家具製造 | 上河原町番  | 直井タンス店     | (四)七、六五 |
| 〃    | 築瀬町二〇四 | (有)柴田好章木工所 | (四)四、九七 |
| 家具製造 | 今泉町七   | (有)藤田木工所   | (四)八、四三 |
| 〃    | 一〇七    | 大森 建具店     | (四)八、〇三 |
| 〃    | 一〇〇    | 小柳 木工所     | (四)四、九五 |

宇都宮手形交換高 (単位千円)

| 年    | 月  | 手形枚数   | 金額         |
|------|----|--------|------------|
| 四十一年 | 八月 | 七四、二四七 | 二一、七九一、七九九 |
| 〃    | 九月 | 六七、七〇四 | 一九、九五〇、六五一 |

不渡手形

| 年    | 月  | 手形枚数 | 金額     |
|------|----|------|--------|
| 四十一年 | 八月 | 一〇二  | 四、二九一  |
| 〃    | 九月 | 六五二  | 四五、一一二 |

宇都宮銀行会 (一五行加盟) 預金貸付高

| 年    | 月  | 預金         | 貸付         |
|------|----|------------|------------|
| 四十一年 | 八月 | 七五、四九一、七八〇 | 五〇、四一四、四三七 |
| 〃    | 九月 | 七八、三八四、四三七 | 五〇、八五八、三五三 |

宇都宮市中小企業融資振興会 機械設備資金融資状況

| 年    | 月  | 摘要   | 件数 | 金額    |
|------|----|------|----|-------|
| 四十一年 | 九月 | 申込承認 | 九九 | 三、二八〇 |
| 〃    | 十月 | 申込承認 | 九九 | 三、二八〇 |

宇都宮市中小企業融資振興会 施設改善資金及び従業員宿舍建設資金融資状況

| 年    | 月  | 摘要   | 件数 | 金額     |
|------|----|------|----|--------|
| 四十一年 | 九月 | 申込承認 | 二四 | 一七、三〇〇 |
| 〃    | 十月 | 申込承認 | 一四 | 一七、三〇〇 |

宇都宮市中小企業融資振興会 小口資金融資状況

| 年    | 月  | 摘要   | 件数 | 金額    |
|------|----|------|----|-------|
| 四十一年 | 九月 | 申込承認 | 三二 | 八、三五〇 |
| 〃    | 十月 | 申込承認 | 四五 | 八、三五〇 |

当所事業運営の基盤を生む

各種開催会議経過詳報

(一) 商業活動調整協議会

- 一、とき 41・9・1日 13時35分～15時45分
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 高橋会長ほか一三委員
- 加藤参与(代) 東京通産局村部商工課長、松本商工係長、古沢参与

一、議案

(1) 継続審議となりおる(有)東武宇都宮百貨店の店舗床面積増加許可申請に対する答申意見の取纏めについて

(2) (有)上野百貨店の同伴について

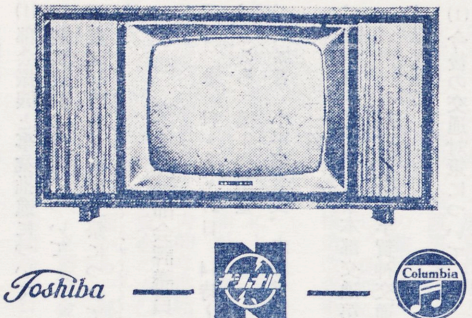
注、本件は八月二日、同二十三日の二回に亘り、継続審議中のものですが、いよいよ最終的に意見答申のピリオドを打つべく、慎重に審議され、結論として東武百貨店の場合は、同店五階ホールを売場として認められたしとの増加申請のため、即売行為を伴う催物を主体としての売場として、使用することを条件に、申請どおりの床面積増加を、全面的に認めることに全員の意見が一致され、上野百貨店については、紆余曲折を経たる後、出席委員四名の内、五名は申請面積中三階迄を認めるべきである、四名はすくなくとも四階迄は認めるべきである、二名は申請どおり全面的に認めるべきである、一名は三、四階の中立的立場、一名は(申請百貨店関係者)すくなくとも四階迄は認めて欲しい、との意見に分れて、結局、全員一致の結論を出すことができませんでしたが、このとおり議事録を添付、商調協としての意見答申として会頭宛提出、会頭はまたこのありのまゝの意見を、百貨店審議会長宛進達したものです。

その後中央の百貨店審議会において、東武百貨店は申請面積どおり九五〇平方メートルの増加許可となり上野百貨店は、申請面積中四階迄の床面積五、二八八平方メートルの増加許可となったことは、既に新聞紙上等で報道されて皆さんのご案内のとおりです。

(二) 常議員会

- 一、とき 41・9・9日 13時45分～15時30分
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 保坂会頭ほか一六常議員
- 一、議案
  - 第1号 運営委員会並びに労働対策委員会の副委員長各一名の補充選任について
  - 第2号 栃木県商工会議所連合会の各委員会の当所推薦委員の欠員補充について
  - 第3号 新規加入会員の加入承認について

報告事項



カラーテレビ・テレビ  
全電化製品

技術指定サービス店

専門店会チケット取扱店

**(株) 電化ハウス**

宇都宮市押切町大通 ☎ (3) 5307~8

- (1) 各部会評議員の選任について
- (2) 宇都宮市中小企業融資振興会の設置について
- (3) 市制70周年記念行事の推進について

注、常議員会開会に先立ち、商業活動調整協議会委員として、昭和31年8月本委員会創設以来就任され、従来今日迄勤続10年に至る次の現委員各位に対し、念頭より感謝状と記念品の贈呈が行われた。

記

商業活動調整協議会委員 甲斐 喜与殿  
荒牧春三郎殿  
青木 源吉殿

なお、運営委員会副委員長には入江庫介、労働対策副委員長には上野修二郎の両議員が選任され、泉連の各委員会委員には、交通観光委員として小平勝重、福田三男、金融税務委員には鮎田昇平、木村 繁、坂本久吾、建設委員として増淵寅一の各議員が、それぞれ全員一致推薦のことに決定されました。

(三) 中小企業相談所運営委員会

- 一、とき 41・9・13日 13時~16時
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 入江委員長ほか二委員
- 一、協議事項

- (1) 当面の事業について
- (2) 税務の継続指導について

(四) 情報委員会

- 一、とき 41・9・16日 10時~11時50分
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 竹石委員長ほか二委員
- 一、協議事項

- (1) 当所広報について
- (2) 当所事業に対する理解と協力態勢の強化方策について

(五) 工業部会評議員会

- 一、とき 41・9・20日 14時~16時30分
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 渡辺(貞)副部会長、谷村議員、富川評議員ほか四名
- 一、協議事項 泉中小企業課斎藤課長補佐

- (1) 部会の振興と事業推進について
- (2) 中小工業の近代化について

(六) 商業小売部会評議員会

- 一、とき 41・9・21日 14時~15時30分
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 木村部会長、小保方常議員、釜嶋評議員ほか一〇名
- 一、協議事項 泉中小企業課田代商業係長

- (1) 小売商業の近代化について
- (2) 部会の振興と事業推進について
- (3) 市制70周年記念商工祭について
- (4) 制度金融について

(七) 商業卸部会評議員会

- 一、とき 41・9・26日 14時~16時
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 上野(美)、竹石、正副部会長、稲子評議員ほか七名
- 一、協議事項

- (1) 部会の振興と事業推進について
- (2) 商業卸団地造成の推進について
- (3) 市制70周年記念商工祭について

(八) 文化部会評議員会

- 一、とき 41・9・27日 14時~16時
- 一、ところ 第1会議室
- 一、出席者 岩田、亀田、福田正副部会長、高山評議員ほか七名
- 一、協議事項

- (1) 部会の振興と事業推進について
- (2) 市制70周年記念商工祭について
- (3) 制度金融について

(九) 建設部会評議員会

- 一、とき 41・9・28日 13時40分~15時30分
- 一、ところ 第1会議室

一、出席者 増淵、平賀正副部長、柴田評議員ほか八名

一、ところ 第1会議室

一、出席者 荒牧、石海副会長、木村委員ほか六名、浜田 参与ほか三名

- 一、協議事項
- (1) 部会振興と事業推進について
- (2) 請負契約の刷新について
- (3) 市制70周年記念商工祭について

(B) 交通運輸部会評議員会

一、とき 41・9・29日 14時～16時

一、ところ 第1会議室

一、出席者 小平部会長、赤塚常議員、荒川評議員ほか一名

一、臨席者 栃木県警察本部交通第1課村上課長補佐、宇都宮警察署宇賀神交通課長

一、協議事項

- (1) 今後の交通対策について
- (2) 部会の振興と事業推進について
- (3) 市制70周年記念商工祭について

「中小企業振興事業団」構想について

中小企業庁だより

昭和三十二年の新しい中小企業施策について、目下中小企業庁で検討が進められておりますが、来年度における中小企業施策の中心的な柱として、「業種ごとの将来のあり方（業種ごとの将来のヴィジョン）」に即して、中小企業の構造改善を強力に推進するため、共同事業、協業化事業、共同して行なう業界ぐるみの構造改善事業（例えば繊維の構造改善事業）に対し、長期、低利の融資による資金助成、協業化を中心とした啓蒙指導等の政策手段を集中的、総合的に投入することとし、その推進機関として中小企業振興事業団（仮称）を創設することとしております。

- (一) 金融部会評議員会
- 一、とき 41・10・3日 13時30分～15時
- 一、ところ 第1会議室
- 一、出席者 西尾、館野副部長、庄野評議員ほか八名
- 一、協議事項
- (1) 部会の振興と事業推進について
- (2) 市制70周年記念商工祭について
- (3) 年末金融対策について

(B) 議員懇談会

一、とき 41・10・12日 13時45分～15時40分

一、ところ 第3会議室

一、出席者 保坂会頭ほか二六議員

- 一、懇談事項
- (1) 各部会評議員会開催状況について
- (2) 社団法人栃木県商工会議所連合会設立について
- (3) 市制70周年記念商工祭について
- (4) 第3回栃木県商工会議所議員大会開催について
- (5) 群馬、栃木両県商工会議所経済交流会議開催について
- (6) 宇都宮地区雇用協会設立について

(B) 広域都市対策特別委員会

一、とき 41・10・17日 14時～15時45分

昭和三十二年の新しい中小企業施策について、目下中小企業庁で検討が進められておりますが、来年度における中小企業施策の中心的な柱として、「業種ごとの将来のあり方（業種ごとの将来のヴィジョン）」に即して、中小企業の構造改善を強力に推進するため、共同事業、協業化事業、共同して行なう業界ぐるみの構造改善事業（例えば繊維の構造改善事業）に対し、長期、低利の融資による資金助成、協業化を中心とした啓蒙指導等の政策手段を集中的、総合的に投入することとし、その推進機関として中小企業振興事業団（仮称）を創設することとしております。

ご存知のとおり、この構想の具体的内容については今後予算交渉を中心とする大蔵省との打合せ、権限、手続等を整備するための関係各省との調整、さらには国会の審議を経て最終的な決定をみるわけで、来年の四月までには種々調整変更が加えられることと思われまます。したがってその具体的な内容について詳細をお知らせするのは時期尚早と考えられますが、最近新聞等で種々論ぜられておりますので、本構想の生れた背景と基本的な内容について、この欄を借りてごひろういたします。

一、わが国の中小企業をとりまく経済情勢の変化と構造改善の必要性

わが国経済における中小企業の比重は、全事業所の九九・五％、従業者の六一％出荷額および輸出額の五〇％で、中小企業が果たしている役割はきわめて大きく、今後日本経済の均衡ある発展を図るためには、大企業の発展のみならず、このような中小企業分野のバランスのとれた発展が強く要請されております。

ところが、中小企業の大企業に対する生産性格差は近年必ずしも縮少せず、その開きは依然として大きいにもかかわらず、従来この生産性格差を補っていた賃金格差が最近の労働力需給のひっ迫により急速に縮少し、豊富低廉な労働力に依存してきたわが国中小企業の存立基盤が大きな転

換を迫られていることはご存知のとおりです。加えて新たな経済情勢の変化として資本の自由化や、発展途上国製品との競合による市場条件の変化や技術革新、流通革命等による商品の需給構造の変化が中小企業の従来の存立基盤を大きく揺り動かし、その構造改善を強く迫っております。このように、日本経済の均衡ある発展を図るためその健全な成長が必要とされる中小企業分野において、経済情勢の急激な変化が訪れておるので、このような変化に対応するための対策の検討が今日のわが国経済政策の中心的な課題となっているわけです。三五〇万企業という尠大な中小企業者、しかもそのほとんど(八〇%)が零細企業者であり、弱い資金調達力、低い技術水準、近代化のおくれた経営管理等に悩んでいるわけです。

このような個々の中小企業者自体の本来的な悩みに加えて、さき程から説明したような急激な経済情勢の変化に対応するためには、勿論個々の中小企業者自体の体質を先ず強化する必要があります。このための諸施策が金融、税制、指導等の面で既に進められてきました。しかしながら、三五〇万の中小企業がすべて個別企業の立場においてのみ、構造改善を進めるには需給構造、市場条件、技術水準等の諸条件は余りにも変化しております。個別企業の体質改善とともに共同化、協業化による構造改善、さらには業種ぐるみの構造改善が今日特に要請されるわけです。

二、構造改善の中核体としての中小企業振興事業団の創設  
共同化、協業化による中小企業の構造改善は、従来高度化資金による工場団地、商業団地、共同工場、企業合同、共同施設、共同店舗、商店街近代化、小売商連鎖化(ボラントリー・チェーン)等、に対する助成によって進められてきました。これらの制度によって中小企業の集団化は相対的成果を挙げてきましたが、さらに中小企業の構造改善を強力に推進するためには助成を統一的、機動的に行なう必要が出てきました。すなわち

(イ) 中小企業の構造改善を強力に進めるためには、単なる融資だけでは不十分であって、業種ごとの構造改善のビジョンに基づく啓蒙指導と融資事業(従来のものを強化)と施設の譲渡事業(土地の取得、適正規模工場の建設、関連施設の整備等)の三事業を総合的に併せ行なう体制を整備し、長期にわたって経済環境の変化に対応する不動産の構造改善事業を進める必要があること。

(ロ) 現行の高度化資金による半額融資の制度は、中小企業者により自己負担額が大きすぎ、また、現行貸付方式では必要資金の弾力的な供給が期しがたい。実績の示すところでは必要資金の六〇%以上が自己負担となつているので、この面から一部のものを除き構造改善が進まなかつたので、必要資金の八〇%までを長期低利の条件で纏めて事業団の窓口で、集中的かつ機動的に融資し、中小企業者が自己資金分の不足のために構造改善を放棄することのないようにする必要があること。

と。

(ハ) 従来は県の範囲をこえるもの、県と関係の薄いもの、県の負担が重すぎるもの等は現行制度では実施できなかつたが、このような場合の構造改善を進めるためには全国的規模で事業を行なう新事業団を創設し、この種の構造改善事業も積極的に進める必要があること。

(ニ) 助成に関し窓口を一本化し機動的弾力的に改善事業を推進する必要があること。構造改善事業を進めるに当っては事業団にできるだけ事務を集中し、従来のように中小企業者が多くの窓口で連絡するために奔命に疲れるような弊害を除く必要があること。

以上のように振興事業団は中小企業の構造改善を進める中核的な機関として、指導、助成、直接事業を併せ行なうとともに、中小企業者にとっての中心的な窓口となつて長期低利資金の供給や指導を行ない、構造改善事業事務の一本化を進めようとするものです。

## 昭和41年度

### 宇都宮市商店コンクール

#### 入賞店舗決定さる

市内店舗の近代化を促進し、併せて商業の一層の振興を図るため、昨年に引き続き、当所並びに宇都宮市、市商店街連盟が主催し、東京電力㈱栃木支店宇都宮営業所の協賛を得て、市内商店よりコンクール参加店三十六店について審査員をして、厳重審査の結果、次の通り入賞店がそれぞれ決定された。

なお、入賞店については、十月二十四日午前十時より当所第三会議室において、多数来賓の出席を得て、表彰式を盛大に行ない、表彰式終了後、各入賞店個々について、各審査員より、適切な講評があつた。

#### 記

宇都宮市長賞 大山食肉(株)  
宇都宮市議会議長賞 (株)フタバ堂時計店

鉄砲町支店

宇都宮商工会議所会頭賞 (株)アオヤギ  
宇都宮市商店街連盟会長賞 子供の店つるや  
東京電力㈱栃木支店長賞 (株)近江屋呉服店

曲師町支店

#### 金賞

和装の糸り正 (株)釜嶋時計店  
洋装おのおの (株)岡 棊  
(株)安納商店

## 実務相談室

### ◎学生アルバイトの事故は 労災保険でみてもらえるか

(問) 当社は洋品雑貨の卸商ですが、昨年の暮に、学生アルバイト二名を一〇日間の約束で雇いました。

ところが勤めはじめてから五日目の夕方、お得意へ品物運ぶ途中、交通事故を起こし左足骨折の重傷を負ってしまいました。

会社では労災保険に入っていますが、今度の場合は、学生アルバイトですし、労災保険の掛金もしておりません。会社ではできるだけとは思いますが、この場合、労災保険の方はどうにもならないものなのでしょうか。(市内川向町・K商店)

(答) ご質問の場合のように、忙しい時期には、学生アルバイト、パートタイマーなど、いわゆる正規の従業員でない、臨時雇いの人を雇い入れることは、いろいろの会社で見られます。

この臨時雇いの人たちについての災害補償はどうなるのかということが質問の主旨と思われれます。

ご承知のように、労災保険は、原則として労働者の業務上の事故についての補償を目的としているので、補償されるのは、あくまでも労働者という条件が必要となります。この労働者の定義につきましては、労働基準法第九条に「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と規定されているように、事業主に使用され、労働の対償として賃金を受ける者である限り、常用、臨時、アルバイトの区別なく、労働者と解されています。この点は労災保険の場合でも同様で貴社の学生アルバイトについても、雇入れの条件がどんなものであっても労働基準法および労災保険法上の労働者ということができます。

つきに労災保険の掛金の点を心配されているようですが労災保険は、健康保険、失業保険のように労働者個人が加入するのではなく、一つの事業ごとに保険加入することになっていきますから、その労働者の所属事業が労災保険に加入していれば、どんな労働者(常用、臨時の区別なく)でも給付を受けることができることになっています。

ただ保険料の計算は、労働者の年間賃金を基礎にして算出することになっています。このため貴社のように予定しなかった学生アルバイトの賃金を入れてない場合は、四月の確定保険料(保険料の精算)のときに算入すればよいことになっていますので、問題なく、アルバイトも適用されず。(亀田経営指導員)

◎注、当所内中小企業相談所では、労災保険の全面適用(四三年頃の見込み)を控え、会員事業所を対象に本年四月から労災保険事務組合を設け、一切の事務代行

を無料で行っておりますのでどうぞご利用ください。

### ◎経営管理者はどんな本を

#### 読むべきか

良書コーナー (その四)

経営の計画と実績をチェックするために

経営の計画をたて、実績をチェックしていくうえで計数管理をしていく重要性はわかっていますが、数字になじめなくて……という人を対象にかかれた実務書である。「計数管理の手ほどき」(東京都商工指導所、長島俊男著)は、年間営業計画のたて方、年間販売計画の月別割り当て、在庫の計画、原価意識など毎日、毎月の経営に密着した項目をとりあげており、わかりやすい表現で、公式なども実際の経営に即して、すぐ応用できるようになっている。(B6判、二二六頁、三八〇円、同友館発行)

色彩についてのマーケティング研究書

色彩に関する研究は光の面からとらえた物理的な研究や表面色についての化学的研究あるいは視覚面からとらえた研究はかなりあるが、マーケティングと結びつけた研究書は案外少ない。広告論の一部にとりあげられているくらいである。

「商品色彩論」(東洋大学助教授・野村順一著)は人間が特定の色彩を好むのはなぜかにはじまって、流行のサイクル、さらに商品計画にあたって色彩の効果や広告、パッケージにも触れた総合的な研究書である。

色彩の好みの順位、注目率、消費者が商品を選ぶ場合の色彩の重要性などについてアメリカの専門書からの引用や調査資料が豊富に扱われている。(A5判、四五四頁、千六百元。千倉書房発行)

機械は万能か、事務の機械化のために

事務機械の普及はめざましいが、また偏見と誤解が多い。機械万能と考える人もいれば、たいして役に立たないという見方もある。結局は人間が使いこなせるかどうかにかかっているわけだ。このような立場から、本書はまず事務機械化の目的と考え方をとりあげ、つきに機械化のための社内体制づくりに触れている。(新書刊 二八八頁、三九〇円、実業之日本社発行)

—良書を読もう、一日一頁—(担当 亀田経営指導員)

## 経営者ノート

### 就業規則での休暇規定は

#### どう作ればよいか

前号では、労働基準法上の、休日・休暇のあり方について述べて見ましたが、本号ではこれを就業規則の中で、どのように規定されているかにつ



いて述べて見ましょう。

(休日)

第十九条 従業員の休日は次のとおりとする。

1、日曜日

2、春分の日、天皇誕生日、秋分の日、労働感謝の日

3、十二月三十一日から一月三日まで

〔解説〕労基法で義務づけられている休日は毎週一回または四週間を通じて四日(労基法第三十五条)ですから、それ以上に祝祭日を休日とすることは使用者の自由です。祝祭日は一年に一回ありますがモデル規則ではそのうちの四日を休日としました。土曜半日制や週休二回制が普及しつつある時代ですから少なくともこの程度の休日がなくては求人にも差支えるのではないかと思います。

しかし、業種によっては毎日曜日を休日とすることができないものであります。そういう場合には、交替で休日を取ればよいわけです。そういう場合には、就業規則に「毎週一回または四週間を通じて四日の割合で休日を与える」という規定しておくこと、そしてできるならば従業員の組分けを定めておいて、第一組は月曜、第二組は木曜日というように休日を確定しておきたいものです。

(休日の振替)

第二十条 業務上必要がある場合は、前条の休日を二週間以内の他の日に振替えることがある。

前項の場合は、その前日までに振り替えによる休日を指定して従業員に通知する。

(休日出勤)

第二十一条 業務上必要がある場合には、第十九条の休日に出勤させることがある。

前項の場合において、その休日が労働基準法第三十五条に定める休日である場合は、所轄労働基準監督署長に届出た従業員代表との休日出勤協定の範囲内とし、法定の割増賃金を支払うものとする。ただし災害その他避けることのできない事由により臨時の必要がある場合は、所轄労働基準監督署長の事前許可を得るか、または事後速かに届出をすることとして休日出勤協定の範囲を超えて休日出勤をさせることがある。

満十八才未満の従業員および女子については、週一回の休日に出勤させない。

〔解説〕「休日の振替」と「休日出勤」とを混同している会社がよくありますが、このモデル例をご覧になってもおわかりのように、休日の振替と休日出勤とはちがいます。休日の振替えというのは、就業規則によって休日に定められている日に出勤させて、その代りに、休日になつていない他の日を休日とすることです。言いかえれば休日を繰り下げたりすることです。

これに対して休日出勤というのは、文字どおり休日に出勤させることで、休日の取りやめを意味します。

休日の振替えは休日出勤ではありませんから、女子年少者でも、休日出勤に関する協定を結んでいない場合でも、行なうことができます。休日の振替とは休日の繰り下げあるいは繰り上げであつて休日を減らすわけではありませんから割増賃金の必要もありません。

ただ、休日の振替えは、事前に振替えるべき休日を指定して、つまり所定の休日を二日繰り下げて火曜日にするとか、三日繰り上げて木曜日にするとかいうことを事前に従業員に通知しておかなければなりません。この事前通知を行わずに、たとえば日曜日に出勤させておいて、あとになつてから火曜日に代休を与えるといつても、それは休日の振替えにはならず休日出勤になります。したがつて割増賃金を支払う必要があります。

休日の振替えと休日出勤とのちがいはこれでおわかりになつたことと思いますが、休日出勤をさせるためには従業員代表と書面による協定が必要です。(労基法第三十六条) 十八才未満の者と女子は労働基準法で定める休日(一週一回、または四週を通じて四日)に就業させることはできません。法定外に、たとえば天皇誕生日とか秋分の日とかを休日としている場合には、協定の必要も、割増賃金の必要もなく、また女子年少者でも出勤させることができます。しかし、就業規則で約束されている休日に臨時に働らせるのですから、約束以上に働らせた分の賃金を支払うことは必要です。すなわち割増しの必要はありませんが時間割賃金は支払わなければなりません。以上の関係を整理すると次のようになります。

(1) 休日の振替 協定不要、賃金に変動なし、女子年少者でも可

(2) 休日出勤(法定休日の場合) 協定が必要、割増賃金(二割五分)必要、女子年少者は不可

(3) 休日出勤(法定外休日の場合) 協定不必要、時間割賃金必要、女子年少者でも可

(宿日直)

第二十二条 満十八才以上の従業員については、所定就業時間外または休日に宿直または日直をさせることがある。ただし、女子従業員については、午後十時から午前五時の間にわたる宿直をさせない。

〔解説〕宿直あるいは日直というのは夜間や休日に、火災、盗難、電報電話その他緊急連絡と、それらの応急処理のために、従業員を勤務させることを言います。したがつて通常の業務に従事する場合は宿直あるいは日直でなくて、深夜業あるいは休日出勤になります。

宿日直の賃金は、労働省労働基準監督局長の通牒によつ

て宿日直を行なうことの予定されている同種の労働者の賃金の一人平均額の三分の一以上であればよいことになっていました。宿日直については、その回数についても許可基準が設けられています。その基準は、宿日直については一週一回、日直については一月一回程度です。なお宿日直をさせるためには、所轄労働基準監督署長の許可が必要です。年次有給休暇のとり方については、次号に詳説させていただきます。(亀田経営指導員)

## 質 問 室

(問) 働く青少年の集いとして、貴所でお取扱いの「栃の実会」について、次の事項を簡単にお知らせ下さい。(川向町 S・Y生)

- 一、何時ごろからできたのですか
- 二、その目的と事業は
- 三、現在の会員数と会費は
- 四、その指導には誰が当っておられますか
- 五、効果としてあげられることは

(答) 一、昭和三十七年からです。当所内に開設中の当時の商工青年学級生が、折角知り合って一年間苦楽を共にした仲間達と、学級が終ると共に、その儘ちりぢりになるに忍びないという学級生の希望を基に、当所が音頭を取り、市教育委員会と栃木婦人少年室がバックアップして結成された、どこ迄も自主的な働く青少年の集いです。

二、余暇を利用して、会員相互の親睦を図り、健康を維持増進し、趣味を豊かにして、よりよい社会人となることを目指しています。

事業として会則には、座談会、講習会、ハイキング、援け合い運動の協力等のが書かれてありますが、実際には、毎月第一及び第三の木曜日、午後六時三十分から約二時間、会議所集って、だいたい四ヶ月分ぐらいのスケジュールを組んで、それに基いて、目指す目的の為に、いろいろな事業を行なっています。

三、現在、男女五十余名の会員数です。会費は年額六〇〇円として、一月と七月の二回に分納して頂きます。

(入会希望者は入会金一〇〇円を添えて、会長宛申込んで頂きますが、その事務の取扱いは一切当所で行なっております。)

四、市教育委員会が毎年事業の為の補助金を支出する外各種の指導を行なっております。

当所は会場の提供を始め、各種事務の指導を行なっていますが、なるべく自主性を尊重し、干渉がましいことは、

すべて致しません。

五、栃の実会々員は、数の多いことや、華々しい活動を決して望んでおりません。

「一人でも、二人でもよい、本当に真から話し合える友達を作ろう。……そしてほろにが甘く、二度とない青春の日の苦楽を共に分かち合おう」をモットーとして、地味な活動を続けていますが、成長期の時代でもありましようが驚く程立派に成長している方々が、たくさんあることを誇りとしております。

商工業に従事される青少年の、有意義な余暇活用の機関として、当所でも胸を張って、入会をお奨めすることができまます。

### 県内における商工中金貸出概況

(41年4月～9月)

#### 1、貸出実行状況

県内の宇都宮、足利両支店の本年度上半期の貸出実行額は80億円で、前年同期に比較して13億円の増加となつた。

(取扱件数6,002件、前年同期より1,173件の増)

上半期における特徴としては、設備資金の需要はたいして変りなかったが(純増2千9百万円)、運転資金の需要は長短ともに大きく伸び、しかも、一頃の赤字補填的な後向き資金とは異って、一般景気の回復に伴なう経済活動の活性化による、いわゆる前向き資金の需要増となつてあらわれている。

a. 長期運転資金の貸出は6億1千8百万円で、昨年度1年間の貸出額6億3千万円に、ほぼ匹敵する金額であり、前年同期の2億2千6百万円に比べ、3億9千2百万円の増加を示した。

b. 短期運転資金の貸出は67億9千4百万円で、前年同期59億8百万円に比較し、8億8千6百万円の増加を示した。

なお、このうち、中元資金の貸出は5億7千万円に上り、前年度の貸出額3億2千5百万円と比べ、2億4千5百万円の増加となつた。

#### 2、貸出残高状況

a. 貸出実行額より回収額を差引いた、いわゆる貸出残高で見ると、本年9月末は86億2千2百万円を計上し、前年末の77億5千6百万円に比し、上半期における貸出純増は8億6千6百万円の増加となつた。

b. 資金使用別では、貸出実行状況をそのまま反映して、長期資金の増加率が著しく、3月末の8億4千万円に対し

9月末には1.2億4千万円と4億円の伸びを示した。

c. 地方の小口金融に應える当金庫資金の均霑化を計る意図から、県内各地の信用組合に貸出を委託（代理貸付）しているが、昨春秋に黒磯と西那須野の両信用組合が加わり、従来の4組合（栃中信、真岡、馬頭、那須の各信用組合）に対し、6組合となったため、上半期の貸出実行ペースは、前年同期と比べ71.7%と著増した。この結果41年9月末の貸出残高は1億9千1百万円に達し、3月末の1億5千万円に比較して、6か月間における純増4千1百万円の伸長を示した。

更に本年度は、新たに黒羽、矢板両信用組合が代理店に指定され、10月15日より代理業務を開始したので、郡部に対する資金均霑化に一段と役立つものと期待している。（商工中金より）

### 租税教室のご利用を！

宇都宮税務署では、これまで租税についての知識の普及を図るため、高等学校、中学校の生徒を対象として、各学校において租税教室を開いてまいりましたが、今後はこのほかに、一般社会人の方を対象として、この租税教室を開くことに致しました。

租税教室とは、いったいどんなことをするのか、その概要を次に申しあげてみます。

#### 記

- 1、納税者はもちろん、学生、婦人、民間の各関係団体等の方が、何時税務署をおとすれども、税金の知識についての説明の要請に応ずること。
- 2、日ごろ税務署とは、なじみの薄い学生、婦人団体等の署内見学の求めに応ずること。
- 3、一般納税者、業種別等の納税についての説明会開催のこと。
- 4、婦人団体が開催する婦人学級、青年団体で行なう青年学級等の「租税科目」について、税務署より講師を派遣すること。
- 5、各学校における租税教育に関すること。

こうしたことを主趣としてやっておりますので、皆さんの関係団体等で、会合等があります際には、ぜひこの租税教室のシステムを、利用していただくようお願い致します。

なお、この申込は、税務署の総務課長宛、お電話で結構です。お気軽に申しつけてください。

また税務署では、常に適正にして円満な税務行政をモットーとして、署長以下前記のように、できるだけ皆さんとの密接な協調連絡を図っておりますが、特に11月10日から19日までの10日間を、納税者の声を聞く旬間として、次の

ような行事を開催してその成果を期しております。

#### 記

- 11月10日 租税教室 県立商業高校 P.M.1時
- 11日 モニター懇談会 宇都宮税務署 A.M.10時
- 14日 一口署長（阿久津宇都宮婦人連絡協議会長）
- 15日 税の相談日 宇都宮商工会議所 A.M.10時
- 16日 納税者表彰と 納税組合長座談会 税務署 A.M.10時
- 17日 婦人会署内見学と座談会
- 18日 市内納税者宅訪問（課長補佐以上の幹部10人により訪問）
- 10、19日
- a. 世論調査（個人200人、法人100件に対し実施）
- b. 図表等の展示（図表、盆栽、写真、生花、ことう品等の展示）
- c. 作文募集（宇女商2、600名より募集）
- d. 苦情処理未済分の完全整理

#### 青色申告をどうぞ

— 青申は しあわせはこぶ 青い鳥 —

青色申告の制度は、皆さんのご事業に本当にしあわせはこぶ、青い鳥なのですが、そのすぐれた数々の特典さえご存知ない業者の方が、意外に多いことに驚きます。こういう方々は何故会議所を思い出してくれないのか残念に思います。

いや、その制度のあることはわかっておるが、失礼ですが帳簿のつけられない人、或いは忙がしくて帳簿をつけるひまのない人も、確かにありのこと々思っています。

そういった方々に、青色申告のすべてについて、明快なご解答を致します。

今迄にも本紙上で、青色申告の特典、特に当所で専任の指導員において最も力を入れている、税務の指導については、たびたびお知らせ申しておりますが、これらの詳細につきましては、どうぞご遠慮なく当所宛（電話三、〇七三）ご連絡ください。

#### お申込みはお早め！

従業員共同住宅借受者募集中

市内の中小企業者で従業員の住宅にお困りの方に、次のとおり借受者を募集しております。

◇建設場所 雀宮町関原地区（末広団地）

◇規模 鉄筋コンクリート四階 二十四戸建、二棟

（一戸：六畳、四・五畳、玄関、台所、水

洗トイレ、バルコニー付）

◇入居開始 昭和四十二年四月

なお、本共同住宅は、同団地に同じ建物を二棟既に建設入居済みにて、今回さらに二棟を新たに建設するものです。

環境はきわめて良好で、特に新婚夫婦等の従業員の定住策として、申込事業所の好評を得ております。

借受けご希望の方は、当所内宇都宮中小企業労務改善協議会、担当者小林宛（電☎三、〇七三）ご遠慮なくお問い合わせください。

### 事務局日誌

九月

- 一日 商業活動調整協議会開催 一時三十分 当所第三会議室 高橋会長外十六名出席
- 二日 宇都宮市住居表示審議会開催 十時 市正庁 藤生専務理事出席
- 三日 栃木県産業教育振興会全国大会第二回運営委員会開催 十一時 みくら山会館 藤生専務理事出席
- 六日 栃木県商工会議所連合会専務理事事務局長会議開催 十時 栃木会館第八会議室 藤生専務理事出席
- 七日 商業小売部会正副部会長会議開催 十時 第一会議室 木村部会長外三名出席
- 八日 栃木県少年室協助力員総会開催 十時三十分 婦人会館第一会議室 藤生専務理事出席
- 宇都宮市民会館建設委員会開催 十時 市正庁 藤生専務理事出席
- 宇都宮市工場誘致委員会開催 十時三十分 市公室 藤生専務理事出席
- 九日 常議員会開催 一時三十分 第三会議室 保坂会頭外十五名出席
- 十日 栃木会館クラブ定例会開催 十二時三十分 クラブ室 藤生専務理事出席
- 十二日 栃木県社会教育委員会開催 十時 栃木会館第四会議室 藤生専務理事出席
- 栃木県青年学級研究協議会開催 十時 みくら山会館 小川指導員出席
- 宇都宮群馬を結ぶ観光懇談会開催 二時 栃木会館第一、二会議室 藤生専務理事出席
- 十三日 中小企業相談所運営委員会開催 一時三十分 第三会議室 入江委員長外二名出席
- 十四日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催 十時

第三会議室 藤生専務理事出席

十四日 第七回宇都宮物産観光展打合会開催 一時三十分 第一会議室 荒牧商工卸業連盟会長外二十一名出席

十六日 情報委員会開催 一時三十分 第三会議室 竹石委員長外二名出席

栃木工業人クラブ理事会開催 四時 浜吉本店 藤生専務理事出席

十九日 栃木県商工会議所連合会小売物価調査担当職員事務打合会開催 十時 栃木会館第八会議室 吉田指導員 山崎補助員出席

日商第一三二回常議員会開催 一時 東商第一、二会議室 藤生専務理事出席

日商第四四回議員総会開催 一時三十分 東商第一、二会議室 藤生専務理事出席

工業部会評議員会開催 一時三十分 第三会議室 渡辺副部会長外六名出席

日商第二十四回通常会員総会開催 十時 東商ホール 藤生専務理事出席

栃木県社会福祉協議会世帯更生資金運営委員会開催 十時 社会福祉協議会々議室 小川次長出席

商業小売部会評議員会開催 一時三十分 第三会議室 木村部会長外十二名出席

栃木県青少年問題協議会開催 十時 栃木会館第四、五会議室 藤生専務理事出席

宇都宮市中小商工業施設改善資金融資審査会開催 一時三十分 第三会議室 藤生専務理事出席

宇都宮雨情会理事会開催 十時 市役所公室前室 藤生専務理事出席

第二十四回計算尺技能検定試験施行 九時 宇工高

栃木県商工会議所連合会正副会頭会議開催 十時 栃木会館三笠 荒牧副会頭 藤生専務理事 星局長出席

商業卸部会評議員会開催 二時 第三会議室 上野部会長外九名出席

宇都宮地区雇用協会設立総会開催 十時 第一会議室 宇都宮市長外三十四名出席

宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催 一時 第三会議室 藤生専務理事出席

文化部会評議員会開催 二時 第一会議室 岩田部会長外六名出席

建設部会評議員会開催 一時三十分 第一会議室 増淵部会長外十名出席

関東商工会議所連合会幹事会開催 三時 東商小

廿九日 會議室 藤生専務理事出席  
 交通運輸部会評議員会開催 一時三十分 第一会議室 小平部会長外十四名出席  
 三十日 栃木県公民館大会開催 十時三十分 足利市民会館ホール 藤生専務理事出席  
 宇都宮市交通安全対策協議会幹事会開催 一時 市役所第二会議室 星局長出席  
 十月  
 三日 宇都宮市商店コンクール審査会開催 十時 第三会議室 星局長 小川次長出席  
 ラジオ栃木番組審議会開催 十一時 藤生専務理事出席  
 金融部会評議員会開催 一時三十分 第一会議室 館野副部会長外九名出席  
 五日～六日 第二十回国商工会議所専務理事事務局長会議開催 広島商工会議所 星局長出席  
 六日 宇都宮市中小企業融資振興会の発足に伴う本市中小企業金融に関する懇談会開催 十時三十分 上野特別食堂 飯島顧問 保坂会頭 藤生専務理事出席  
 熊谷商工会議所当地商店街視察来所 十一時 四  
 十日  
 七日 宇都宮市交通安全対策協議会開催 一時 市役所第一、二会議室 藤生専務理事出席  
 甲府オリオン通り振興会青年部当地商店街視察来所 十時 九名  
 八日 栃木県社会福祉大会共同募金二十周年記念式典 九時三十分 栃木会館大ホール 藤生専務理事出席  
 栃木会館クラブ定例会開催 十二時三十分 藤生専務理事出席  
 第二十四回和文タイピスト技能検定試験施行 九時 宇商高  
 十一日 宇都宮市商店街連盟役員会開催 十時三十分 第三会議室 藤生専務理事 星局長 小川次長出席  
 栃木県児童福祉審議会開催 一時 県庁衛生民生委員室 藤生専務理事出席  
 第七回宇都宮物産観光展打合せ開催 一時三十分 第三会議室 荒牧副会頭他十五名出席  
 十二日 議員懇談会開催 一時三十分 第三会議室 保坂会頭他二十六名出席  
 十四日 宇都宮市中小企業融資振興会融資審査会開催 十時 第三会議室 藤生専務理事出席  
 宇都宮地区雇用協会中学校職業指導教諭との懇談

会開催 三時三十分 第一会議室 荒牧会長外十八名出席  
 十五日 栃木県産業教育振興会運営委員会開催 十一時三十分 中村 藤生専務理事出席  
 十七日 宇都宮市中小工業機械設備資金融資審査会開催 十時三十分 市役所第一会議室 藤生専務理事出席  
 広域都市対策特別委員会開催 一時三十分 第一会議室 荒牧会長外二十二名出席  
 十八日 日商第十二回中小企業及商業対策特別合同委員会開催 一時 東商第一、二会議室 荒牧副会頭 藤生専務理事出席  
 十九日 日商常議員会開催 一時 東商第一、二会議室 藤生専務理事出席  
 二十日～廿一日 群馬・栃木商工会議所経済交流会議開催 鬼怒川温泉星のや旅館 荒牧副会頭 藤生専務理事出席  
 廿二日 栃木県社会福祉協議会世帯更生資金運営委員会開催 十時 社会福祉協議会々議室 小川次長出席  
 廿三日 第五十八回珠算能力検定試験施行 九時 旭中学校  
 (富)宇都宮青果市場創立二十周年記念祝賀会開催 十時 東武五階ホール 藤生専務理事出席  
 廿四日 宇都宮市商店コンクール表彰式開催 十時 第三会議室 藤生専務理事 星局長 小川次長出席  
 廿五日 関東商工会議所連合会商工業立地整備研究会設立総会開催 一時三十分 東商第一会議室 藤生専務理事出席  
 宇都宮地区青色申告普及育成協議会役員会開催 一時三十分 税務習合議室 星局長出席  
 廿六日 栃木県商工会議所連合会工業委員会開催 十時 栃木会館第四会議室 渡辺(貞) 野沢委員 藤生専務理事出席  
 茨城・群馬・埼玉・栃木四県商工会議所専務理事事務局長会議開催 十一時 古河市山水 星局長出席  
 日商工会議所当地商店街視察来所 十一時 十日  
 廿七日 日商第二十五回小規模事業指導研究会開催 十二時 日商役員室 藤生専務理事 小川指導員出席  
 宇都宮市制施行七十周年記念祭商工祭協力委員会開催 一時三十分 第一会議室 保坂会頭外四十九名出席  
 宇都宮地区勤労青少年補導育成連絡協議会設立準備委員会開催 三時 第三会議室 保坂会頭外二十五名出席

小売物価調査報告表

(昭和四十二年十月現在)

| 区分      | 品目       | 単位     | 価格     | 区分    | 品目      | 単位      | 価格     | 区分      | 品目      | 単位    | 価格      | 区分     | 品目   | 単位    | 価格    |     |     |     |
|---------|----------|--------|--------|-------|---------|---------|--------|---------|---------|-------|---------|--------|------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 穀類・粉製品  | うるち米(配給) | 1kg    | 116.50 | 野菜・果実 | 大根      | 1kg     | 40     | 畜産食料品   | 牛肉      | 100g  | 100     | 加食料工品  | 竹輪   | 100g  | 10    |     |     |     |
|         | "(非配給)   | "      | 133    |       | キャベツ    | "       | 30     |         | 豚肉      | "     | 70      |        | たくあん | "     | 12    |     |     |     |
|         | "(外米)    | "      | —      |       | ねぎ      | "       | 70     |         | 牛乳      | 180cc | 16      |        | 菓子   | ビスケット | 1包    | 100 |     |     |
|         | "(準内地米)  | "      | 97     |       | 玉ねぎ     | "       | 40     |         | 鶏卵      | 100g  | 20      |        |      | キャラメル | 1函    | 20  |     |     |
|         | もち米      | "      | 145    |       | りんご     | "       | 80     |         | バター     | 1函    | 180     |        |      | ドロップ  | 100g  | 25  |     |     |
|         | 精麦       | "      | 65     |       | みか      | "       | —      |         | 調味料     | 油     | 1本      |        |      | 220   | せんべい  | "   | 33  |     |
|         | 小麦粉      | "      | 60     |       | 水産食料品   | まぐろ     | 100g   |         |         | 25    | 味噌      |        | 1kg  | 115   | 嗜好品   | 清酒  | 1本  | 510 |
|         | 小豆       | 100g   | 40     |       |         | さば      | "      |         |         | 11    | 化学調味料   |        | 1かん  | 170   |       | ビール | "   | 120 |
|         | 食パン      | "      | 10     |       |         | いわし     | "      |         |         | —     | 砂糖      |        | 1kg  | 135   |       | 焼酎  | "   | 345 |
|         | 干うどん     | "      | 7      |       |         | いか      | "      |         | 11      | 食用油   | 1ℓ      |        | 180  | ウイスキー |       | "   | 300 |     |
| 野菜果実    | かんしょ     | 1kg    | 50     | 塩さけ   |         | "       | 60     | 加食料工品   | 豆腐      | 100g  | 6       | ジュース   | "    | 300   |       |     |     |     |
|         | ばれいしょ    | "      | 40     | 煮干    |         | "       | 35     |         | 油あげ     | "     | 30      | 緑茶     | 100g | —     |       |     |     |     |
|         |          |        |        | のり    |         | 1帖(10枚) | 200    |         |         |       |         |        |      |       |       |     |     |     |
| 区分      | 品目       | 単位     | 価格     | 区分    |         | 品目      | 単位     | 価格      | 区分      | 品目    | 単位      | 価格     | 区分   | 品目    | 単位    | 価格  |     |     |
| 嗜好品     | 紅茶       | 1かん    | 150    | 織品    |         | 作業服     | 1着     | 1,900   | 燃料      | 木炭    | 1俵      | 600    | 雑品   | 洗濯せけん | 1袋    | 450 |     |     |
|         | たばこ(いこい) | 1両     | 50     |       |         | メリヤス    | 1枚     | 200     |         | まき    | 1束      | 80     |      | クリーム  | 1個    | 120 |     |     |
| 織       | 晒木綿      | 1m     | 26     |       | 男子ワイシャツ | "       | 800    | 石炭      |         | 1噸    | 195     | 新聞     |      | 1ヶ月   | 580   |     |     |     |
|         | ポプリン     | "      | 100    |       | 男子ジャズ   | 1足      | 180    | れん炭     |         | 1袋    | 330     | 男子革靴   |      | 1足    | 3,000 |     |     |     |
|         | キャラコ     | "      | 85     |       | 婦人くつ下   | "       | 400    | ガンリン    |         | 1ℓ    | 48      | 運動靴    |      | "     | 300   |     |     |     |
|         | ネル地      | "      | 100    |       | 毛糸      | 500g    | 1,500  | 家庭用機械器具 |         | テレビ   | 1台      | 52,000 |      | げた    | "     | 380 |     |     |
|         | サージ      | "      | 1,580  |       | 打綿      | "       | 1,200  |         |         | 電気洗濯機 | "       | 23,000 |      | ちり紙   | 100枚  | 17  |     |     |
| オーバー地   | "        | —      | 建築材料   |       | 杉角材     | 1立方m    | 25,500 |         |         | 電球    | 1個      | 55     |      | ノート   | 1冊    | 20  |     |     |
| 富士絹     | "        | 350    |        |       | 杉板材     | 1平方m    | 180    |         |         | 自転車   | 1台      | 16,000 |      | 飯茶わん  | 1個    | 20  |     |     |
| ナイロンサージ | "        | 250    |        |       | セメント    | 1袋      | 360    | ミシン     |         | "     | 28,000  | なべ     |      | "     | 490   |     |     |     |
| 男子背広服   | 1着       | 10,000 |        | くぎ    | 100g    | 7       | 時計     | 1個      | 4,500   | マッパ   | 1袋(10箱) | 45     |      |       |       |     |     |     |
| 男子学生服   | "        | 3,600  |        | 畳表    | 1枚      | 430     | 雑品     | 感冒薬     | 1箱(25錠) | 200   | 鉛筆      | 1本     | 10   |       |       |     |     |     |
|         |          |        | 板ガラス   | "     | 60      | 養剤      |        | "(30錠)  | 160     | フィルム  | "       | 180    |      |       |       |     |     |     |

宇都宮市の全商工業者の方へ  
**会員増強運動実施中**  
 商工会議所の会員になりましょう

◇商工会議所はそれぞれの地域の経済界の振興発展を目指していろいろな事業を図っております。  
 ◇商工会議所は商工業者のサービスの機関です。  
 ◇商工業者の世論を商工会議所に集めましょう。